令和５年度品川区成年後見制度地域連携ネットワーク協議会　議事要旨

令和５年７月３１日

【事務局】　　ただいまより令和５年度品川区成年後見制度地域連携ネットワーク協議会を開催いたします。本会の開会に先立ちまして、福祉部長より御挨拶を申し上げます。

**＜開催にあたって＞**

【事務局】　　昨年６月に地域連携ネットワーク協議会を初めて開催させていただき、今年度が２年目となります。この期間に地域交流の会などを実施したということで本日の報告事項にも入っております。

　皆さんと一緒につくり上げていく地域連携ネットワーク協議会は、成年後見制度の利用促進基本計画をＰＤＣＡで回していくものですので、本日も皆様から様々な意見をいただきまして、社会福祉協議会と品川区が両輪となり中核機関として運営していきたいと考えております。また、成年後見センターが昨年度は開設２０周年を迎えたところですので、新たな一歩を今年度皆様と共に踏み出していく会にしていきたいと思います。

　また、本日は委員長から国の動向等について御報告や、私どもの様々な活動について御示唆をいただけるとうかがっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】　　続きまして、昨年度の協議会で御就任いただきました委員長より御挨拶をいただきます。委員長、御挨拶をお願いいたします。

**＜委員長あいさつ＞**

【委員長】　　よろしくお願いします。

　時間が限られておりますので、できるだけスムーズに、御意見などがあれば遠慮なくおっしゃっていただければと思います。議事の進行に御協力をよろしくお願いいたします。

【事務局】　　　続いて委員の皆様のご紹介をいたします。一部委員の方には役職で交代がありましたので、委員就任の御承諾をいただき、５月より委員として委嘱をさせていただきました。本日、委嘱状を机上配付させていただきました。任期終了までよろしくお願いいたします。

　なお、各委員のご紹介につきましては、委員名簿を配付しておりますので、事務局の紹介と併せて割愛させていただきます。

　続きまして、会議の公開について御説明いたします。現在、区の会議は原則公開となっており、本協議会も公開として開催いたします。公開の内容としましては、本日はいらっしゃらないですが会議の傍聴、そして区ホームページへの資料の公開などとなります。また、記録のため会議中に写真撮影や録音をさせていただきますので、御了承願います。

　それでは、ここからの進行につきまして、委員長にお願いいたしたく存じます。

【委員長】　　では、報告事項に移ります。区と社協からの報告を続けてお願いした上で、質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

　まず、事務局より報告事項（１）から（４）の報告をお願いいたします。

**＜報告事項について＞**

【事務局】　　それでは、私から「（１）協議会の位置づけについて」から「（４）品川区地域福祉計画（第４期）への統合について」まで御説明いたします。

　まず、「（１）協議会の位置づけについて」です。資料１「協議会の位置付けについて」を御覧ください。品川区成年後見制度地域連携ネットワーク協議会は、令和３年９月に要綱を設置し、昨年６月に初めて第１回協議会を開催いたしました。今年度は第２回目の開催となります。年に一度の開催ですので、改めまして協議会の機能について確認をさせていただきたいと思います。

　まず、１つ目の協議会の機能として、品川区の成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況を把握し、中核機関のチェック機能を担うということがございます。２つ目の機能といたしましては、権利擁護支援チームに対するサポートというものがございまして、困難ケースを抱える後見人等に対する法律、福祉の専門的助言を行っていただく場にしていけたらと考えております。最後に、３つ目の機能としまして、後見活動団体等を含む交流会との連携を図っていくという機能がございます。今年１月に初めて交流会を開催いたしまして、後ほど（５）で開催について報告をさせていただきますが、この協議会で品川区における課題の共有や推進策の検討を行っていきたいと考えております。

　続きまして、「（２）品川区成年後見制度利用促進基本計画の進捗報告について」御説明いたします。資料２を御覧ください。成年後見制度利用促進基本計画により、昨年度１年間取り組んできた事業につきまして、表に取りまとめをしています。記載内容が多いので、本日は表の見方を兼ねて、この中から２つの事業について御説明をいたします。

　２ページのNo５を御覧ください。表の見方ですが、左側に施策の柱として「３成年後見制度の利用促進機能」という記載がありまして、そのための施策として「１後見人等候補者検討の実施」という記載がございます。これに対し「①後見人等候補者への支援」として、申立書類の記載方法をはじめとして、後見人等候補者からの幅広い相談に対応しているという、日頃実施している取組を記載しています。

　また、「②後見人等候補者の選定」にも取り組んでおりまして、認知症高齢者等に対し適切な支援を行うため、制度の周知や相談対応を行い、制度の利用促進を行ったということで、区長申立てのうち高齢者ケースを３１件、障害者ケース４件、合計３５件、昨年度１年間の実績を記載させていただいております。

　その右側を御覧いただきますと、その取組内容に対しまして、制度の周知のための説明会、研修会等の回数を増やすことで、認知症高齢者等の支援の体制整備を図ることができたとの評価を記載させていただいております。

　もう一例、御説明させていただきますと、4ページのNo11と書いてあるところを御覧ください。表の3ページの左上に施策の柱として、「４後見人等支援機能」という記載がございます。そのための施策として「５報酬助成事業の円滑な運用」という記載があります。この施策に対する取組内容にはどのようなことが書かれているのかということを申しますと、「成年被後見人が成年後見人に支払うべき報酬等に対する助成を行う。令和３年度までは原則として社協でのみ助成を行っていた。令和４年度から後見人報酬及び監督人報酬について区で助成を行うことになった」とあり、その下に実績の件数を記載しています。

　さらにその右側を御覧いただきますと、その取組に対して「成年被後見人等の成年後見人等の報酬の全部または一部を助成することで、成年後見制度の利用促進を図ることができた。今後はその他の費用に関する助成についても検討していく」との評価を記載させていただいております。この報酬助成に関しましては、次の報告事項（３）で御報告をさせていただきます。

　（３）令和４年度成年後見制度報酬助成実績につきまして、資料３により説明いたします。成年後見制度申立費用や後見人・監督人の活動に対する報酬は、原則利用者御本人が負担することとされていますが、資力のない方でも成年後見制度が利用できるよう、国から各自治体へ助成制度の仕組みを構築するよう求められているところでございます。

　先ほど資料２「取組状況一覧」でも触れさせていただきましたが、品川区ではこれまで高齢者対象の報酬助成について、主に成年後見制度の推進機関である社会福祉協議会が実施してきましたが、中核機関を整備したことに伴い、令和４年度より区で報酬助成を実施するようになりました。

　資料３の上の表に過去３年間の高齢者に対する報酬助成実績を記載しておりますので、御覧いただきますと金額が毎年増加しており、高齢社会の進行に加え、高齢者の貧困が拡大化する可能性を見据え、今後の利用促進に係る支援を継続していきたいと考えております。

　また、令和４年３月に閣議決定されました国の第二期成年後見制度利用促進基本計画におきましては、市区町村により報酬助成の実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がなされ、市区町村には報酬助成の対象として、広く低所得者を含めることや市区町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用および報酬ならびに後見人、監督人等が選任される場合の報酬を含めることとされておりましたが、上の表に記載があるとおり、品川区では令和４年度より後見監督人に対する報酬助成を開始しまして、昨年度１年間で６件、７２万円の支給をいたしました。また、今年度からは親族後見に対する助成も月額２万円以内、助成上限額２４万円で開始したところでございます。

　申立費用の助成やその他報酬助成の上限額等につきましては、下の表に記載しておりますので、参考までに後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

　続きまして、（４）品川成年後見制度利用促進基本計画期間終了に伴う品川区地域福祉計画（第４期）への統合についてです。資料４を御覧ください。品川区成年後見制度利用促進基本計画は品川区地域福祉計画との整合性を重視し、品川区介護保険事業計画、品川区障害者計画など関連する行政計画との調和を図りながら、令和３年度に策定した経緯がございますが、計画期間が今年度末に終了することに伴いまして、計画策定当初の予定どおり来年度改訂いたします第４期品川区地域福祉計画をはじめとした各関連計画への統合をするための準備を、今年度から始めさせていただいております。

　従いまして品川区成年後見制度利用促進基本計画は今年度で計画終了となりますので、御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

　（５）令和４年度品川区成年後見制度地域連携ネットワーク交流会開催報告につきましては、中核機関運営業務の委託先である社会福祉協議会品川成年後見センターより御説明いただきます。

【事務局】引き続き「（５）品川区成年後見地域連携ネットワーク交流会の開催報告について」御報告いたします。昨年度初めて１月１３日に開催いたしました。地域連携ネットワークの中での位置づけですが、資料１の一番右に交流会がございます。後見活動団体同士の交流を図るとともに、課題や品川区における制度推進に関する意見を共有するという目的で開催いたしました。初回でしたので、区内でどういう団体が活動しているのか、顔合わせの意味も含め開催いたしました。

　資料５の「２出席団体」に記載のとおり、合計９団体に参加いただきました。大きく分類すると２つの分類があり、１つが法人として後見活動をされている団体、例えば（１）から（４）のＮＰＯ団体、もう一つは専門職で個人的に受任をし後見人となっている方がいて、それを取りまとめている団体のご担当に御出席いただきました。

　各団体の活動内容や実績、また現在抱えている課題などについて順に話していただき、その記録が「３内容（１）各団体の課題について」です。

大きく分類すると２つありまして、１つが担い手の問題、もう一つが活動資金に関しての課題となります。

　１つめの担い手に関しての問題ですが、担当者が疲弊してしまうであったり、年齢を重ねてお辞めになってしまい、団体構成員の維持が困難であったり、専門職でも後見業務を担う方が少ないなどの問題があるという発言をいただきました。

　もう１つの資金の問題ですが、例えば市民後見人の団体ですと、市民後見人は安価という認識では今後成り立たないという御意見もございました。また、他にも後見報酬額が少なくなってきているので、組織の運営が難しいという御意見もいただきました。

　最後に、「（２）品川区における課題等について」御意見を伺いました。まず、１つ目として、この交流会を２か月に１回ぐらい定期開催し意見交換ができるとよいのではないかという御意見がありました。こちらに関して、交流会も１つの顔合わせや意見交換の場ですが、品川成年後見センターでは他にも様々な顔合わせの場を設けておりまして、例えば市民後見人カフェ、こちらは年３回開催していますが、そこで市民後見人の方々が議論をしたり、事例を共有するなどしておりますので、御利用いただければと考えております。

　その他、受任調整を行う会議などに専門職団体が加わって、候補者の適格性などについて助言できる場があるとよいであったり、マッチングのミスマッチが課題になっているので、ケース検討に多様な方々が入るとよいという御意見もいただきました。こちらに関してですが、必要に応じ受任調整の会議に専門職の方々に関わっていただくことも徐々に検討していくことを考えております。

　最後に、市民後見人を含めた後見人等の支援について、専門職団体が協力して取り組みができるとよいという御意見をいただきましたが、本日この協議会の後に開催する運営委員会において、様々な専門職の方から市民後見人を含めた後見人等の活動報告やその後の経過について御説明や相談の機会をいただいており、助言等もいただいております。

【事務局】　事務局からの説明は以上です。

**＜質疑応答・意見交換＞**

【委員長】

　「３報告事項」について皆様から質問または御意見をお伺いしたいと思います。

【委員】　「成年後見制度報酬助成実績」の「施設生活費」というのは何ですか。

【事務局】　特養ホームに入所される方を中心に収入と支出が同程度の方がいらっしゃいまして、入所する際にかかる費用（布団や衣替えなど）が負担になる方がいらっしゃいます。それに対し「施設生活費」として助成を開始したところです。

【委員】　利用促進にあたっての意見です。

ご本人がアルコール中毒で、お会いする際お酒が入っていることが非常に多いため、後見人としての支援が困難で、後見人が精神的に参ってしまった事案がありました。後見人が社協に相談した結果、チームとして後見支援をしていくということで、社協が動いてくださり、そこに私も専門職という立場でご本人と同席、偶然私が同席した際にはお酒が抜けていたためご本人が状況を理解することができ、徐々に施設入所へのめども立ってきて、何とか持ち越せたということがありました。

成年後見制度利用促進の４つの柱に「後見人等支援機能」がありますので、申立て後にもチームとして支援していくという安心感を後見人に与えていただき、後見人が潰されないよう、担い手を増やしていけるように支援をお願いします。

【委員長】　　後見人へのサポートが必要だということですね。

【委員】　品川区は、中核機関として後見人を支援していく姿勢を継続していただくようお願いします。

【委員長】　　ネットワークですので、率直な意見を出すのは建設的だと思います。

【事務局】

御意見等ありがとうございました。今後の支援に活かしたいと思います。

【委員長】　　ぜひよりよいコミュニケーションを図っていただくようにしてください。

【委員】　チームという話になると、お互いに協働しながらという話にすぐになりますが、現実的には実現するのが難しいことが多いので、困難事例について個人情報を守れる範囲で記録し積み重ねていくということが、今後大切ではないかと思います。

【委員長】　その点について社協は過去の事例もあるかと思いますので、それを抽象化し共有できそうでしょうか。

【事務局】困難事例については、地区ケア会議で学習会を開き課題を整理しているところです。困難事例は内部では共有していますが、資源として活用してまいりたいと思います。

【委員】促進していく上で一番大切なことは、チームがいかに機能していくかどうかですが、チームについて誰が人を集めて、どうやって介護をしていくのかという具体的な内容が決まっていないため、チームを機能させていくことが難しい。チームが中核機関の中でも特に重要なのではないかということで、例えば事務局が困難案件に関して取りまとめをし、人を集めるといったことをやらないと、なかなか集まれないのではないかという気がします。

【委員】　事務局の件は確かに重要だと思います。認知症専門カンファレンスというものを月１回、医療関係者、介護の方と弁護士が加わり実施しているので、そういうシステムもあるという宣伝を含めて、様々な事例について御相談にのることができると思いますので、御活用ください。

【委員】　よく知らなかったので、今後御相談したいと思いました。

【委員長】　　協議会の目的はまさにそこにあるので、本日得た情報をぜひ活用し何か新しいものが立ち上がればよいと思うので、各機関と協力しながら活動をしていくようお願いいたします。

【事務局】　委員の御質問について、チームを有機的に動かす機能が中核機関にあり、そこにいかに情報がスムーズに上がってくるか、その仕組みを考えていきたいと思います。

【委員長】　その辺りについて関係者で話し合い、何か新しいものができれば、協議会の一つの成果になりますので、よろしくお願いいたします。

【委員】　話が戻りますが、うちは担当者が50～60人おりますが、後見が決定しスタートする段階で、２タイプの担当者がいて、後見が決まった後、後見人として動き始めると、それまで担当していたワーカーとの関係が切れてしまい、後は独自でやっていくようなタイプの担当者と、引き続き紹介していただいたワーカーと連携を取りながら、こちらからも定期的に報告し、悩みがあれば相談するなど関わりを持ち続けていく担当者がいて、私は後者を推奨しています。

【委員】　　地域連携ネットワーク交流会の開催につき先程御報告がありまして、今後この交流会開催の間隔をどのような形で検討されているかについてと、市民後見人カフェを年３回実施しているということでしたが、その概要をご説明いただけますでしょうか。

【事務局】交流会開催についての回数ですが、こちらは現時点では引き続き年１回行いたいと思います。

　市民後見人カフェについてですが、昨年度は３回開催し、１回目は６月に行いましたが、市民後見人の登録をしている方に参加しただき、事例の発表やガイドブックに関する勉強をしました。参加人数は約５０人でした。

　２回目はこれから市民後見人になろうという方向けに、諦めずに市民後見人になってもらいたいという思いで１２月に開催し、参加人数は約１０名でした。

　３回目は３月に交流会を開催し、皆さんの思いや御意見を共有する目的で３３名の方に参加いただきました。

【事務局】　市民後見人カフェについて補足ですが、まず市民後見人になるには、９月から始まる市民後見人養成講座で座学と実務研修を受講していただき、修了後支援員として品川社協の法人後見のお手伝いをいただくことで実務研修を行っております。その後、適切なケースがあれば受任となりますが、すぐ受任できる方と事案の性質上お願いする適切な案件がなく、３年、４年とお待ちになる方がいらっしゃいます。そういう方はモチベーションの維持が難しいため、社協としては、そういう市民後見人さんを確保するために、経験者との交流により市民後見人というのは実際どういうことをするのか、不安を払拭してもらうことと、世代の交代を目指していく、それが私達の求める市民後見人カフェになります。

【委員】　地域連携ネットワークの交流会が実際動き出し、そこで出た様々な意見に対ししっかり審議していく仕組みが必要だと思うので、進捗状況等についての報告を的確にお願いします。

【委員長】　このネットワーク協議会がこのように開催されていることは、区民にどういう形で伝わりますか。

【事務局】　ホームページ上で協議会開催について周知し、報告しています。

【委員長】　現状はそれでよいと思います。情報を発信し、希望すれば傍聴もできるわけですよね。新たな展開が始まるということで、引き続き情報発信をしていくということでよろしいですね。

【委員】　皆様の御意見を伺い、地域連携ネットワークの図表を見ながら考えていたのですが、私どもは高齢者施設と障害者施設をやっていまして、かなり利用される方が増えてきているのですが、利用している中で不満も結構多い印象があります。

　その不満をどう解消していけばよいのか考えているのですが、地域連携ネットワークはあくまで後見をされる方と様々なレベルの会議体で構成されているわけですが、被後見人について時々新聞報道で御家族の不満等がクローズアップされることがあります。

　ツールとしては非常に価値のあるものですが、そこの辺りを解消してことはこの中でできるのか、この外でできることなのかについて御意見をいただければ幸いです。

【委員長】　ネットワーク協議会はまさにそれを狙っていると思います。様々な方からご意見を出していただき、そこから何かよいものを見つけていくという趣旨だと思います。

【事務局】　昨年の夏東京都の知的障害の家族研修会に参加させていただきました。その際に親の悩みとして、後見人をたてなければならないが、できるだけ自分がやって、最後できなくなったらお願いするのか、親の意見が後見人より優先されるのか、などの悩みが挙げられ、後見の実施機関として、中核機関として、そういう研修会を通じて意見のすり合わせをしていくのが１つの方法ではないかと考えているところです。

　また、後見人報酬の金額が（利用する側からすると）高いのではないかという意見もありますので、後見活動の実態を理解していただく機会になるのではないかと思っております。

【委員長】　市民の間の成年後見制度の認知というのは、諸外国と比べて日本はとても遅れていると思いますので、普及も図らなければならない。ネットワークの目的はそこにあると思いますので、今後も取り組んでいきたいと考えています。

【委員】　後見人制度のことは頭では理解していますが、私が担当する中で、利用される当事者はまだいらっしゃいません。今度我々の協議会で、後見人制度について紹介した方など、関わった方の話を協議で話し合い、意見が出ればそれを今度紹介したいと思います。

【委員長】　弁護士会で、第一東京弁護士会が参加していないのはなぜでしょうか。

【委員】　　理由はうかがっていません。

【事務局】　交流会に関してはお声がけしましたが、今回は参加を見送るということで御返事をいただきました。次回またお誘いしようと思っております。

【事務局】　資料４にありましたとおり、利用促進基本計画が様々な計画の中に令和６年度から統合されることになると、資料２の課題の取組状況のうち、どれをこれに上げていくか。逆に言うと、それぞれの計画の中でいわゆる身上保護ですとか意思決定支援がどのように反映されているかを見ていくのは、本当にそれぞれの所管が確認しながら進めないといけないと思いますので、そこは区と都と社協の地域福祉活動計画もございますので、様々な計画の中で今回のこの理念が反映されることでさらによくなった、さらに取組が進んでいるということをお示しできるように、区も社協も努力していかなければならないと思います。

【委員長】　統合することで、成年後見の意味が小さくなるのではなく、よりうまく機能しているという形にしていただければありがたいと思います。

　これで終了にしたいと思いますが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

【事務局】　来年度の協議会開催日についてですが、今年度同様第２回運営委員会開催に合わせ、この時期に開催させていただく予定です。御案内は別途させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】　では、本日の協議会はこれで終了とします。

どうも今日はありがとうございました。

――　了　――